

吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業（継続）

【平成20年度概算決定額 90,285（96,457）千円】

事業のポイント

森林吸収源対策としての森林整備を推進するために、施業意欲の低下した森林所有者に対して施業実施の働きかけを実施します。

- ・ 森林吸収量目標3.8%を確保するためには、国内の森林、特に森林面積の6割を占める私有林において適切な森林施業を確保することが不可欠。
- ・ 現状程度の森林整備の水準では、森林吸収目標が達成できないおそれ。
- ・ 適切な森林整備を推進するために、地域の先導的な林業実践者である林業グループや指導林家等が、個々の森林所有者等へ森林整備の重要性に対する理解増進や林業技術の向上等のための働きかけを行うことが重要。

政策目標

指導林家一人当たりが行う技術指導等の年平均活動日数が4割増
(平成15年度→平成20年度)

<内容>

施業意欲が低下している森林所有者に対する森林整備推進のための支援

地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業グループや指導林家をはじめとする普及指導協力員等が行う施業意欲が低下している森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施業技術の現地実証等への支援を行います。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成18年度～22年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]

